

(公印省略)

4 飯福高第 2060 号
令和 5 年 2 月 9 日

地域包括支援センター運營業務受託法人 様

飯塚市福祉部高齢介護課
課長 今泉 正虎

令和 5 年度地域包括支援センター運營業務委託料の見直しについて

日頃から飯塚市の高齢者福祉行政にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、地域包括支援センター運営体制の強化を目的として、令和 5 年度から従来の委託料に上乘せする形で、社会保障充実事業（医療介護連携、認知症施策、地域ケア会議）に係る加算を設定する予定としております。

この加算については、地域包括支援センターの運営に際して、上記事業を主な事由としておりますが、業務量が増大している状況を鑑み、運營業務の改善に資する取組（各種会議のオンライン化・業務改善に係る DX 推進など）をはじめ、昨今、問題となっている介護人材不足に対応するための処遇改善等にも活用していただくことを想定しております。

つきましては、地域包括支援センター運営受託法人の皆様におかれましては、今回の加算の趣旨をご理解いただき、地域包括支援センターの円滑な運営に対して、引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。

飯塚市高齢介護課高齢者支援係

担当：秦、林

電 話 0948-22-5500(内線 1142)

F A X 0948-25-6214

e-mail koureikaigo@city.iizuka.lg.jp

令和5年度地域包括支援センター委託料について

令和5年度から、従来の委託料に社会保障充実分の事業（医療介護連携、認知症施策、地域ケア会議）に係る加算を設定し、地域包括ケアシステム構築の中核を担う地域包括支援センターの体制強化を図るものです。

加算額

各地域包括支援センター 一律 300万円

対象経費

事業実施に必要な給料・職員手当等の人件費、旅費、需用費、役務費、備品購入費、負担金等に係る費用

【例①】 地域ケア個別会議等におけるオンライン化に伴う備品購入やZoom等のライセンス料

【例②】 認知症地域支援推進員研修の受講料 ※令和4年度は3万8千円（税込）

その他

社会保障充実分加算については、医療介護連携・認知症施策・地域ケア会議に関する事業にのみ充てるものではなく、従来どおり地域包括支援センター運営に係る費用に対して支出して差し支えありません。

また、基準単価（従前の委託料）については、今までどおり圏域毎の65歳以上高齢者数（R4.9.1時点）を基に算出しております。

基準単価 (25,000千円×65歳以上高齢者数 を4,500で除した値)	+	社会保障充実分加算 一律：300万円
--	---	------------------------------

令和5年度委託料